

平成24年9月6日
日本年金機構 厚生年金保険部

資格取得届受付時の本人確認の厳格化について

1. 概要

基礎年金番号の重複付番防止、また、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）により健康保険被保険者証が不正取得されていた事案を防止する観点からも、資格取得時の本人確認強化・徹底の必要性が求められているところである。

今般、厚生労働省年金局から平成24年8月3日通知「適用事業所の事業主における被保険者及び被扶養者の氏名等の確認について」（別紙1）が発出されたことを受け、機構としても、再発防止を図る観点から以下の取組を実施することにより、資格取得届受付時の本人確認を徹底する。

2. 今後の対応

資格取得届受付時の本人確認について、以下の取組を進めていくものとする。

（1）事務処理方法

①基礎年金番号記入の厳格化

資格取得届の基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）の者については、資格取得届を返戻し、基礎年金番号の記入を求めることを徹底する。基礎年金番号が不明の者については、事業主に運転免許証や住民票等による本人確認を求めることとする。

資格取得届の返戻の対象となった者について、その後届出がなされない場合は、届出漏れによる厚生年金等の未加入に繋がらないよう、事業主への指導に努めるとともに、必要に応じて事業所調査を実施する。

なお、本人確認が行われるまでの間については、健康保険被保険者証の発行は行わない。

②被扶養者届への対応

被扶養者届の提出にあたっては、事業主に運転免許証や住民票等による本人確認を求め、その内容に誤りが生じないようにすることを事業主に対してあらためて周知する。

③事業所指導

新規適用時や事業所調査時を利用し、本人確認の必要性及び本人確認における有効な証明書等の説明を行うことにより、不備返戻書類が極力発生しないように指導に努める。

(2) 基礎年金番号が不明により未記入の場合の本人確認に有効な証明書の種類

①以下のいずれか1種類の書類で足りるもの

運転免許証、写真付き住民基本台帳カード（住所地の市区町村で発行）、旅券（パスポート）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（海技免状、小型船舶操縦免許証、電気工事士免状、宅地建物取引主任者証、教習資格認定証、船員手帳、身体障害者手帳、療育手帳 等）、在留カード、特別永住者証明書

②以下の2種類以上の書類が必要となるもの

写真の貼付のない住民基本台帳カード（住民票）、介護保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、共済年金又は恩給の証書、印鑑登録証明書、金融機関の預（貯）金通帳（キャッシュカードを含む）又はクレジットカード

(3) 周知・広報

事業主に対して、資格取得届の提出にあたっては、本人確認を徹底すること及び資格取得届に基礎年金番号の記載のない場合は本人確認を求め、確認できない場合に被保険者証の発行ができないことを周知する。

①HPへの掲載（8月20日掲載）

②事業主宛に送付する納入告知書へのちらしの同封（8月号、9月号、10月号）（別紙2）

③商工会、ハローワーク等へのちらし設置（8月24日依頼）

④社会保険労務士会への協力要請（8月20日依頼済）

3. 実施時期

平成24年10月1日受付分から実施

年管管発 0803 第4号
平成24年8月3日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



適用事業所の事業主における被保険者及び被扶養者の氏名等の確認について

適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）は新たに被保険者を使用した場合には、被保険者の氏名、生年月日、性別、基礎年金番号等を記載した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を日本年金機構（以下「機構」という。）に届け出なければならない（健康保険組合管掌健康保険に係るものを除く。）とされており、資格取得届に記載する氏名等の内容については、事業主において確認することが必要となります。

今般、過去に事業主が提出した資格取得届に記載された氏名が偽名であったため、偽名の健康保険被保険者証が交付された事案が判明したところですので、あらためて下記のとおり対応いただくようお願いします。

なお、別添のとおり、厚生労働省保険局保険課長から健康保険組合理事長及び全国健康保険協会理事長あて通知されていることを申し添えます。

記

1. 資格取得届及び国民年金第3号被保険者資格取得届の提出にあたっては、年金手帳等による基礎年金番号の確認を徹底することを事業主に対してあらためて周知すること。
2. 被扶養者届（国民年金第3号被保険者に該当する者の届けを除く）の提出にあたっては、事業主に運転免許証や住民票等による本人確認を求め、その内容に誤りが生じないようにすることを事業主に対してあらためて周知すること。
3. 資格取得届への基礎年金番号の未記入等により、機構において本人確認が出来ない場合は、事業主に運転免許証や住民票等による本人確認を求めること。その際、事業主による本人確認が行われたものに限り、資格取得の処理を行うこととし、本

人確認が行われるまでの間は、資格取得の処理は行わないこと。

4. 本人確認が行われるまでの間は、資格取得の処理を行わないこと及びその間は、健康保険被保険者証が発行されないことを事業主に対して周知すること。
5. 厚生年金保険の被保険者資格について、機構で基礎年金番号の確認ができず、改めて本人確認を行うよう健康保険組合の設立事業所の事業主へ連絡をする場合は、健康保険の資格についても留意するよう事業主へ周知すること。
6. 1から4までは、船員保険に関する届けについても同様とすること。



保保発0803第4号
平成24年8月3日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

適用事業所の事業主における被保険者の氏名等の確認の徹底等について

適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）は従業員を雇用した際、被保険者の氏名、生年月日、性別等を記載した健康保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を健康保険組合に届け出なければならない（全国健康保険協会管掌健康保険に関するものを除く。）とされており、資格取得届に記載する氏名等の内容については、事業主において確認することが必要となります。

今般、過去に事業主が提出した資格取得届に記載された氏名が偽名であったため、偽名の健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）が交付された事案が判明したところですので、あらためて下記のとおり対応いただくようお願いします。

なお、別添のとおり、厚生労働省年金局事業管理課長から日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知されていますので、事業主から貴組合に対し、資格取得届や被扶養者届（以下「資格取得届等」という。）の取消届が提出された場合には、被保険者証の回収を行うなど適切にご対応いただくようお願いします。

記

資格取得届等の提出にあたっては、事業主に運転免許証や住民票等による本人確認を求め、その内容に誤りが生じないようにすることを事業主に対してあらためて周知すること。



保保発0803第3号
平成24年8月3日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

適用事業所の事業主における被保険者の氏名等の確認の徹底等について

標記について、別添のとおり、厚生労働省年金局事業管理課長から日本年金機構事業管理部門担当理事宛て通知していますので、ご了知いただくとともに、適切にご対応願います。

資格取得時のご本人確認の徹底のお願い

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届による健康保険被保険者証を交付していた事案が判明しました。

日本年金機構では、資格取得の一層の適正化に努めるため、事業主の方に資格取得時のご本人確認の徹底をお願いしています。

新たに採用する（被保険者となる）方

基礎年金番号(※1)をご確認ください。

基礎年金番号を確認できる場合

資格取得届に基礎年金番号を
必ずご記入ください。



基礎年金番号を確認できない場合
(年金手帳紛失等)

運転免許証等により
ご本人確認をお願いします。

「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書(※2)」
を併せてご提出ください。

<本人確認ができる主なもの>

運転免許証、住民基本台帳カード(写真付きのもの)、旅券(有効期限内のパスポート)、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)等
(その他、本人確認の証明書については<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6222>でご確認ください)

- (※1) ・日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちです。
- ・20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちでない方は、必ずご本人確認をしたうえで、資格取得届のみをご提出ください(基礎年金番号をお持ちの方は基礎年金番号をご記入ください)。

(※2) 「年金手帳再交付申請書」には、職歴等を漏れなくご記入ください。

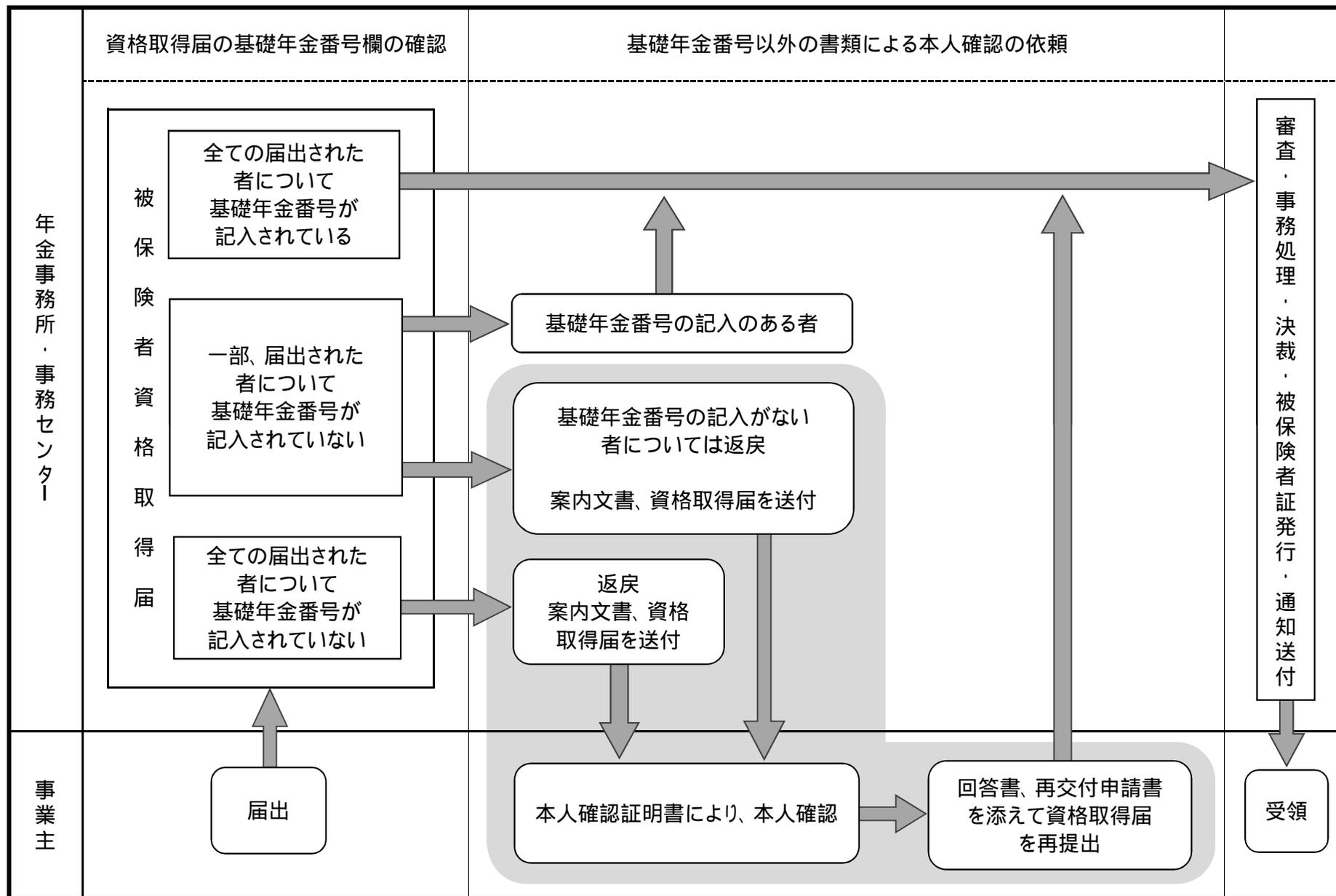
<平成24年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。>

- 基礎年金番号が未記入(年金手帳再交付申請書を添付の方は除く)の場合は資格取得届を一旦お返します。ご本人確認をお願いします(確認書類のご提出は必要ありません)。届書をお返している間は、健康保険被保険者証の交付をお待ちいただくこととなります。
- ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

被保険者資格取得届受付時の本人確認について < 事務フロー >

20歳未満で、かつ、新規取得者である者を除く。



資格取得時の本人確認厳格化に向けた作業スケジュール

	担当	平成24年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
< 事前準備 > (1) 年金事務所(各ブロック本部)への意見照会 ・「資格取得届受付時」に係る事務処理の見直し ・本人確認書類の種類 (2) 被保険者氏名等の確認徹底	機構 年金局	1次照会		2次照会		本人確認の厳格化			
< 周知活動 > (1) 社会保険労務士会連合会への周知 (2) 商工会、ハローワーク等へのちらし設置依頼 (3) 事業主宛に送付する納入告知書へのちらしの同封 ・事業主への周知 (4) その他HP等における一般広報 (5) 日常業務における指導の実施 ・新規適用時 ・事業所調査	年金局 機構 機構 機構 機構			事務連絡	事前説明	ちらしの設置			
				ちらし発送	ちらし発送	ちらし発送			
					HP掲載、職員研修等				
				指導徹底					